

政令第 号

都市鉄道等利便増進法の施行期日を定める政令

内閣は、都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

都市鉄道等利便増進法の施行期日は、平成十七年八月一日とする。

理由

都市鉄道等利便増進法の施行期日を定める必要があるからである。